改正後	改正前
様式第１（第10条関係） （略） 備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。 様式第２（第22条関係） （略） 備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。 様式第３（第30条関係） （略） 備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。 様式第５（第46条関係） （略） 備考　この身分証明書の様式の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。	様式第１（第10条関係） （略） 備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。 様式第２（第22条関係） （略） 備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。 様式第３（第30条関係） （略） 備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。 様式第５（第46条関係） （略） 備考　この身分証明書の様式の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。